

論点に対する回答

分 野	個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ
省 庁 名	財務省（国税庁）
<p>「国税申告（法人税・消費税（法人））・国税納付」分野におけるオンライン利用率引上げの基本計画について、以下の点を御検討、御説明願います。<u>またそれぞれの論点の回答に記載いただいた今後の取組については、基本計画の内容にも反映いただくよう（修正した基本計画をあわせて提示）お願いいたします。</u></p> <p>【論点①】</p> <p>オンライン申請手続きの運用においては、「窓口担当者と直接相談し、補正指導等行いながら申請手続きを進める」方法を抜本的に改め、既に提出した情報のプレプリント、エラー表示機能や論理チェック機能の整備など、デジタル技術を活用した対応に加え、窓口相談の代替手段（チャットボットやコールセンターの充実など）も必要と考える。窓口訪問者の減少に資する取組として現在実施しているもの、今後実施予定のものについて御説明いただきたい。</p> <p>【回答①】</p> <p>国税に関する手続きについて、税務署窓口にお越しいただくことなく、御自宅や事務所で手続きを完結できるよう環境を整備していくことは重要と考えています。</p> <p>こうした観点から、国税庁では、必要な事項を入力すると自動的に所得税の計算等ができるシステムをホームページで提供しています。このシステムでは、事前に納付された税額の自動表示、要件適否の自動判定、入力項目の相互参照等に基づくエラー表示などの機能を有しています。</p> <p>税務相談については、よくある質問に対する回答をホームページ上で公表しているほか、全国の国税局に電話相談センターを設けています。また、確定申告や年末調整など特に質問の多い項目については、令和2年からチャットボットによる相談も受け付けております。</p> <p>これらのサービスについては、利用者の御意見も聴きつつ、不断の改善に努めていきたいと考えています。</p>	

【論点②】

基本計画には、「現在電子申告義務化の対象となっていない中小法人については将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告の利用率 100%を目標とする」とあるが、中小法人の義務化（利用率 100%にすること）に当たっては相当の周知期間を要することを踏まえると、電子申告義務化については早期に検討を開始することが求められる。そうした観点から、

【②－１】

先行的に実施されている大法人の義務化について検証（大法人からの評価や、義務化施行後の課題など）を速やかに行う必要があると考えるがいかがか。また現時点で既に把握している課題等はあるか。

【②－２】

中小法人の電子申告拡大は、中小企業のデジタル化にも資するものであり、強く推進すべき課題と考えられる。反復継続して電子申告を行い、制度に習熟した税理士も一定の役割を果たすことが求められると考えられるところ、例えば、税理士が代理申告を行う場合に電子申告を義務化することも一案と考えられるが、いかがか。

【②－３】

義務化の対象範囲拡大に関して、検討スケジュール（現状の調査や環境整備、それらを踏まえた検討、結論時期を含む）について、御説明いただきたい。

【回答②－１】

大法人の電子申告義務化は令和 2 年 4 月以降に開始する事業年度から適用となります。事業年度が通常 1 年であることや申告期限が原則として決算日から 2 か月以内であることを踏まえると、義務化対象法人が最初に法人税の確定申告等を行う時期は令和 3 年 5 月となります。また、全ての義務化対象法人が最初の申告を終える時期は令和 4 年 5 月となります（※）。

なお、法人税の中間申告等は既に申告が開始されていますが、現時点において把握している課題はありません。今後、義務化対象法人等の御意見も聴きつつ、更なる利便性の向上を検討するなど適切に対応していきたいと考えています。

※ 事業年度と申告時期の例

＜事業年度＞	＜申告時期＞
令和2年4月～令和3年3月	→ 令和3年5月（定時総会の招集時期等に 応じた特例により1か月の延長が可能）
令和3年3月～令和4年2月	→ 令和4年4月（上記特例を適用した場合は5月）

【回答②－2】

納税者利便の向上とともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、納税者のICT環境等を十分に勘案しつつ、電子申告を普及・促進することが重要と考えています。

税理士制度については、令和3年度与党税制改正大綱（令和2年12月10日 自由民主党・公明党）において、今後の検討事項として、「ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応する（中略）観点も踏まえつつ、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて検討を進める」とされたところです。

税理士による代理送信が大半を占める中小法人の電子申告率は既に高い水準となっているところ（※）、上記大綱を踏まえ、申告のみならず記帳環境を含めた税理士業務全体の電子化を一層推進するための検討を進めていきます。

※ 法人税申告における税理士関与率：89.3%（令和元年度）
中小法人の法人税電子申告率：87.1%（令和元年度）

【回答②－3】

電子申告の義務化は、電子申告率100%を達成するための簡明な方策であるものの、その実現にあたっては、対象納税者のICT環境等の実態や納税者利便への影響に留意する必要があると考えています。

国税申告手続の電子申告率は既に高い水準となっているところ、まずは基本計画に掲げた目標・取組みを進めつつ、その進捗状況や電子申告していない法人の実情、既に義務化されている大法人における課題の検証状況等を踏まえながら、義務化を含めた電子申告率の向上に向けた効果的な方策の検討を行っていきます。

【論点③】

基本計画の「アクションプラン③」aに更なる利便性向上策（新たな納付手段ほか）との記載があるが、

【③－１】

具体的内容を御説明いただきたい。

【③－２】

利便性向上策の検討にあたり、納税者のニーズ等分析（利用満足度に係るアンケートは、ホームページ等を通じて行っていると承知している）をどのように行ったのか。具体的に御説明をお願いしたい。

【③－３】

UI－UXについては、民間企業や、各府省のシステムにおける優良事例、あるいは失敗事例も参考にして、不断の改善を図っていくことが必要である。民間や各府省の最新の取組や先行するシステムの事例等は参考にしているのか。

【③－４】

民間並みのUI－UXを実現する観点からは、民間におけるユーザーテストを参考にすべきと考える。例えば、利用者目線で使い勝手を改善するためには、実際に標準的利用者がシステムを使っているところを横で観察し、どこで手が止まってしまうか（わかりにくい）など、ボトルネックを分析する取組を行うべきと考えるが、いかがか。

【③－５】

利便性向上の観点からは、システムごとのIDパスワードの乱立を避けることが重要。昨年のWG（第5回デジタルガバメントWG（令和2年1月27日）においては、「利用者識別番号とGビズIDとの紐づけについて、経済産業省と協議中」と報告いただいたが、その後の進捗状況について御説明いただきたい。

【③－６】

申告や納税手続における民間サービスの利用環境の整備のため、APIを活用

するベンダー等の意見も踏まえつつ、使い勝手の良いAPIの公開が求められる。こうした観点から、具体的にどのような取組を行っているか。また、APIの公開においても、地方税との連携（仕様の共通化等）が必要と考えるが、考慮されているか。

【③－７】

利便性の向上を図る上で、国税・地方税の連携は重要。徹底したワンスオンリーの実現に向けた今後の取組について、具体的に御説明いただきたい。

※ 事業者からは、「国税の申告内容が県税等と共有できるようにしてほしい。県税事務所等が、国税局に提出済の別表等のコピーを求めなくなれば助かる」といった意見がある。

【回答③－１】

令和３年度税制改正により、令和４年１月から、近年利用が拡大しているスマートフォンを使用した決済サービスによる国税納付を導入する予定です。こうした取組みにより国税納付の更なるキャッシュレス化を推進し、納税者利便の向上に努めていきたいと考えています。

【回答③－２】

国税庁においては、日ごろよりホームページ等を通じて、広く国民の皆様からの御意見を頂戴しているところです。また、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用する方については、利用満足度に係るアンケートの協力をお願いしています。

このほか、国税庁では、国税のキャッシュレス納付割合を向上させる観点から、税目別の納付方法の分析や事業者に対するアンケート調査を行っています。具体的には、国税の納付の約７割を占める金融機関等窓口における納付（年間約３,０００万件）のうち約６割が、事業者（法人・個人）による源泉所得税（従業員に支払う給料から源泉徴収するもの。原則毎月納付。）の納付であることを把握しています。

また、アンケート調査によれば、金融機関で源泉所得税を納めている中小法人の約７割（※）が「金融機関で納めることを不便とは思っていないこと」をその理由に挙げています（法人税や消費税についてもほぼ同じ割合）。

こうした現状を踏まえ、国税のキャッシュレス納付に関する利便性を向上させることはもとより、社会全体のキャッシュレス化に向けて金融機関等と協働していくことが重要と考えています。

※ ①金融機関へは必ず行くため不便に思っていない(56%)、②金融機関の担当者が定期的に来るため不便に思っていない(14%)の合計(n=815)

【回答③-3】

UI-UXについて、民間企業の事例等を参考にして不断の改善を図っていくことは重要と考えています。

国税庁では、例えば、民間のサービスを参考にしつつ、所得税の申告データを作成するシステムについてスマートフォンでも見やすい画面を提供したり、法人の申告データを汎用的な形式(CSV)で受け付けるなどの取組を行っています。また、【回答③-1】のスマートフォンを使用した決済サービスによる国税納付も、民間における優良事例を参考にしたものとと言えます。

引き続き、最新の技術動向や、それを踏まえた民間企業の優良事例等を参考にしながら、サービスの改善に努めていきたいと考えています。

【回答③-4】

利用者目線で使い勝手の改善を継続していくことは重要と考えています。

法人税や消費税の申告については、民間ベンダーが開発した会計ソフト等により申告データを作成し、そのデータをe-Taxで送信するという事務フローが一般的です。標準的な利用者としては税理士が想定されますが、オンライン利用率の更なる向上を目指す上では、むしろe-Taxを利用していない方の実態を把握する必要があると考えています。国税庁は、民間ベンダーや税理士と定期的に意見交換を行っておりますので、そうした場を活用しつつ、一部の方がe-Taxを利用しない理由の分析等に努め、その上で対応策を検討していきたいと考えています。

一方、納付手続については、税理士ではなく、企業の経理担当者等が金融機関の窓口で行っている例が多いものと承知しています。このため、まずは企業の経理担当者等が利用しているシステムや決済に関するビジネス・プロセスの実態把握に努めつつ、システムベンダーや金融機関等と協働して国税納付のキャッシュレス化の推進に向けて取り組んでいきたいと考えていま

す。

【回答③－５】

システムごとのIDパスワードの乱立を避ける観点から、個人の利用者については、マイナンバーカードを利用することにより、IDやパスワードの入力をせずにe-Taxを利用できる仕組みを提供しています。

法人についても、GビズIDを利用してe-Taxにログインできるようになれば利便性は向上すると考えられます。昨年のWG以降、経済産業省とも意見交換しつつ、課題の検討を行った結果、GビズIDは法人単位で発行しているのに対し、e-Taxの利用者識別番号については事業所単位での発行も行っているため、その調整が必要であるという課題が把握されました。

GビズIDの在り方については、今後、デジタル庁において検討が行われるものと承知しています。その検討状況を踏まえつつ、GビズIDの普及状況や紐づけのためのシステム改修に係る投資対効果、他の利便性向上策との優先順位等を総合的に勘案しながら、引き続き検討を行っていきたいと考えています。

【回答③－６】

法人税や消費税の申告については、民間ベンダーが開発した会計ソフト等により申告データを作成し、そのデータをe-Taxで送信するという事務フローが一般的です。その前提としてe-Taxの仕様を公開しています。この仕様を参照すれば、例えば、国税である法人税の申告データを地方税である法人事業税等の申告データにインポートする機能を会計ソフト等に取り込むことが可能であり、実際、民間ベンダーではそのような工夫が行われていると承知しています。

国と地方の申請受付システム等の一元化については、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）の別添1「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）」において、以下のような考え方が示されており、今後デジタル庁を中心に検討が行われるものと承知しています。国税（e-Tax）と地方税（eLTAX）の仕様の共通化等についても、こうした政府全体の方針も踏まえ、どのような対応が可能か、総務省とも協力しつつ検討していきたいと考えています。

(参考)

「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)別添1
「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて
(国・地方デジタル化指針)」(抜粋)

国においては、電子政府の総合窓口としての e-Gov、国民一人ひとりのポータルサイトとしてのマイナポータルその他各種の申請受付システムがある。また、地方公共団体も、自ら各種の申請受付システムを整備・運用している。さらに、オープンデータを提供する API や、マイナポータルや e-Gov、G ビズ ID 等の各種 API を、それぞれ開発・提供している。利用者としての国民及び民間事業者が使いやすいといった視点から、また、国・地方を通じて重複投資を避けるといった視点から、検討・整理を行うことが必要である。

【回答③-7】

国税・地方税の連携により、徹底したワンスオンリーの実現に向けて取り組んでいくことは重要と考えています。

そうした観点から、例えば、所得税については、従来、税務署に提出された申告書のデータを地方税当局に転送することにより、地方税当局に改めて申告書を提出しなくてもよい仕組みとなっています。また、法人税についても、令和2年4月以後に終了する事業年度の法人税申告から、e-Taxにより提出された財務諸表を地方税当局にデータで情報連携する仕組みを整備しました(この場合、地方税当局に対する財務諸表の提出は不要)。このほか、必要に応じ、国税当局及び地方税当局が相互に保有する書類を閲覧するという形式により、一定のワンスオンリー化が図られています。

国税当局及び地方税当局は、社会保険当局や民間ベンダーも含めて、定期的(年2回)に意見交換を行っています。そうした意見交換の場等を活用しつつ、まずは地方税当局及び国税当局がそれぞれ必要とする情報や現行の業務プロセスなどの実態を把握した上、事業者負担の軽減や投資対効果などの観点も踏まえながら、情報連携の拡大について検討していきたいと考えています。

【論点④】

金融機関等での窓口納付は、金融機関にとっても負担となっている。キャッシュレス化については、地方税とも連携した取組が必要と考えるが、検討状

況について説明されたい。

※ 地方税等の収納効率化・電子に向けた取組 地方税等の収納効率化・電子に向けた取組については、2月16日の投資等WGにおいて議論

【回答④】

国税庁においては、納税者の利便性向上や金融機関等のコスト縮減の観点から、以下のようなキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

- ・ 預貯金口座からの振替納税
- ・ インターネットバンキングやATMを利用した電子納税
- ・ e-Taxのサイトから口座振替を行うダイレクト納付
- ・ インターネット上でのクレジットカード納付

【回答③-2】の通り、国税納付の約7割を占める金融機関等窓口における納付のうち約6割は、事業者（法人・個人）による源泉所得税の納付です。また、アンケート調査によれば、金融機関で源泉所得税を納めている中小法人の約7割が「金融機関で納めることを不便とは思っていないこと」をその理由に挙げています。

源泉所得税について、従前は、同時に納める地方税（個人住民税に係る特別徴収）のオンライン納付ができる自治体が一部に限られていました。このため、国税・地方税の納付手続を併せて金融機関窓口で行うという事業者が多かったと認識していますが、この個人住民税に係る特別徴収については、令和元年10月における地方税共通納税システムの導入により、複数の地方公共団体への一括したオンライン納付が可能になりました。

一方、金融機関の窓口業務の在り方については、各機関等において非対面化・非接触化に向けた取組が行われているものと承知しています。そうした取組により国税以外の支払に係るキャッシュレス化が進展すれば、国税の納付手続においても一層のキャッシュレス納付割合の向上が期待されます。

【論点⑤】

利用者目線での第三者チェックについて、「財務省政策評価懇談会」にて行うとあるが、実際にシステムを利用する者によるチェックは担保されるのか。また、いつ、どのようなタイミングでチェックをうけることを想定しているか。

【回答⑤】

【回答③-2】の通り、国税庁においては、日ごろよりホームページ等を通じて、広く国民の皆様からの御意見を頂戴しています。また、e-Tax

を利用する方については、利用満足度に係るアンケートの協力をお願いしており、その結果は、主要な手続に関するオンライン利用率と併せて例年8月に公表をしているところです。更に、民間ベンダーとの意見交換等を通じ、一部の方がe-Taxを利用していない理由の分析等にも努めていきたいと考えています。

第三者で構成される財務省政策評価懇談会では、例年10月、各事務年度（毎年7月～6月）における国税庁の取組やその成果等をまとめた実績評価書について審議をいただいております。国民の皆様からの御意見を踏まえた取組や利用満足度に係るアンケート結果、主要手続のオンライン利用率などについても、実績評価書に記載の上、チェックを受けたいと考えています。

【論点⑥】

「論点（別紙）」は、基本計画を見た経済団体から提出された利用者等の現状認識および意見である。課題分析のための貴重な検討材料と考えるが、利用者から現にこのような意見等があることを踏まえ、基本計画を見直す方針をお示してください。（今回全ての要望について、同じ濃度で対応方針を回答いただく必要はございませんが、利用者から現にこうした意見があることを踏まえ、今後の対応を御検討ください。）

【回答⑥】

「論点（別紙）」に記載された御意見等については、e-Taxの更なる利便性の向上等のため貴重な検討材料と考えています。個々の御意見について、システム改修に必要な投資額やその効果等を見極めながら、優先度の高いものから順次実施したいと考えています。基本計画についても、それらの検討状況を踏まえ、随時見直しを行っていく方針です。